

茨木市景観ガイドブック (みどり・田園景観区域編)



平成 24 年 7 月

目 次

1 景観ガイドブックの位置づけ	1-1
2 みどり・田園景観区域	2-1
3 みどり・田園景観区域の景観形成基準	3-1
3.1 建築物	3-1
3.1.1 建築物の届出対象行為	3-1
3.1.2 建築物の景観形成基準	3-1
3.1.3 建築物の景観形成基準の解説	3-2
3.2 工作物	3-8
3.2.1 工作物の届出対象行為	3-8
3.2.2 工作物の景観形成基準	3-8
3.2.3 工作物の景観形成基準の解説	3-9
3.3 開発行為	3-13
3.3.1 開発行為の届出対象行為	3-13
3.3.2 開発行為の景観形成基準	3-13
3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説	3-14
3.4 土地の形質の変更	3-16
3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為	3-16
3.4.2 開発行為等の景観形成基準	3-16
3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説	3-17
3.5 物件の堆積	3-19
3.5.1 物件の堆積の届出対象行為	3-19
3.5.2 物件の堆積の景観形成基準	3-19
3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説	3-20
4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)	4-1
4.1 茨木市での色彩の考え方	4-1
4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本	4-1
4.3 周辺の景観と調和させるための方法	4-2
4.4 みどり・田園景観区域の色彩に関する景観形成基準	4-3

1 景観ガイドブックの位置づけ

☆ 「茨木市景観計画」の解説書として作成しました。

景観ガイドブックは、「茨木市景観計画」に定められた景観形成基準をわかりやすく解説したものです。

☆ めざすべき景観づくりのイメージを共有するため、基準に示す内容を写真やイラストを用いて紹介しています。

景観形成基準は、茨木市がめざす景観を実現するために必要なルールをまとめたものです。ルールには具体的な数値基準と、景観への配慮の考え方や周辺との調和など、具体的な数値基準が示されていない定性的な基準があります。

本ガイドブックでは、行為に取り組む人々が同じイメージを共有できるように、定性的な基準の解釈の方法を中心に、写真やイラストを用いて具体的に紹介しています。

☆ 「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

景観形成基準は、デザインを画一的に規定するものではなく、一定のルールの中で、全体として調和のとれた景観を形成することを目的としています。

区域や地区の特性に応じた「理想とする景観像」の実現のために「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

2 みどり・田園景観区域

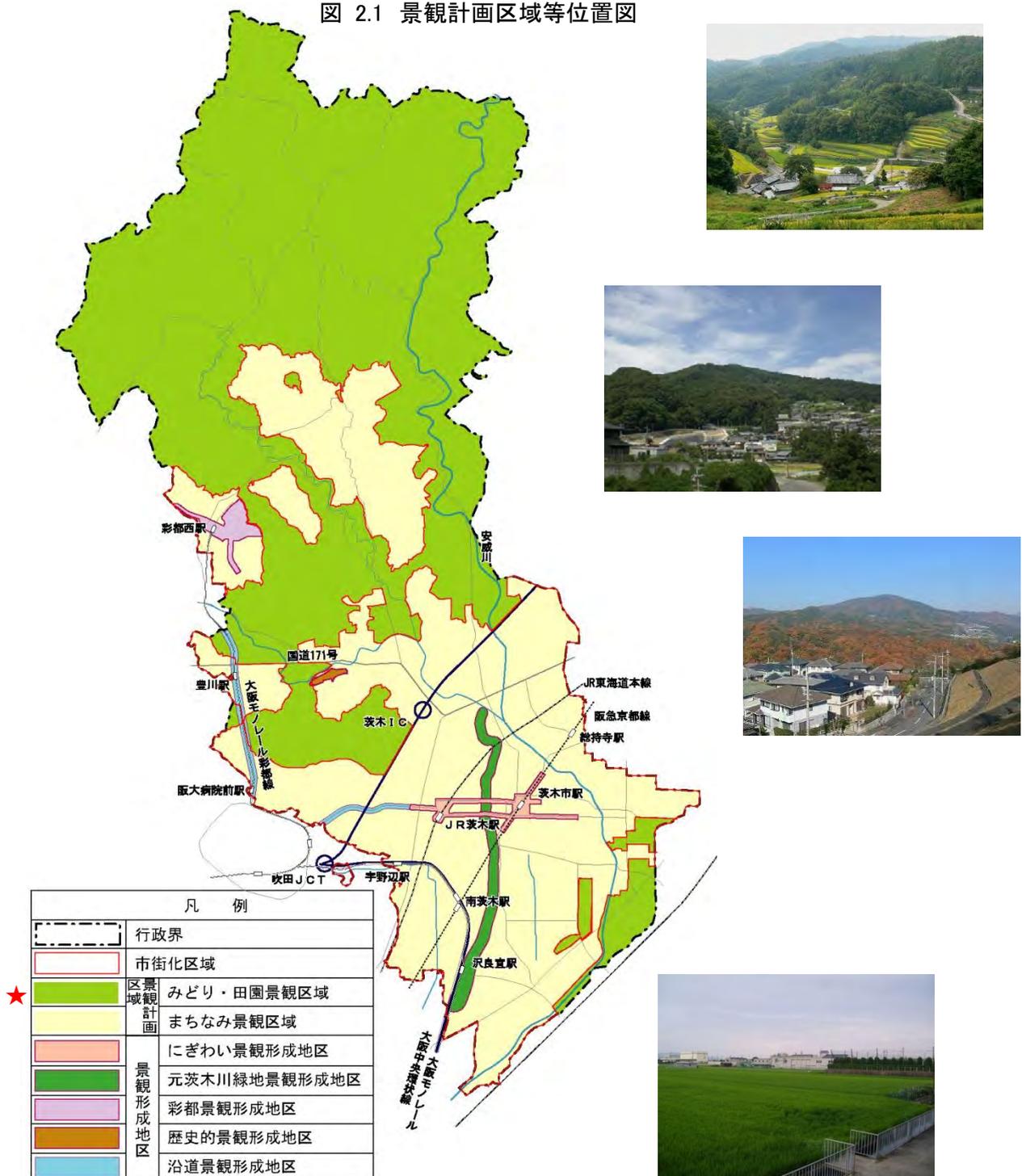
茨木市では、市全域を景観計画区域とし、そのうち市街化を抑制する市街化調整区域を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域を「まちなみ景観区域」に区分します。

また、景観計画区域内で、茨木市として特に景観形成を進めていきたい地区を「景観形成地区」と定めます。

本ガイドブックは、「みどり・田園景観区域」の景観形成基準について解説するものです。

目標：『北摂山系や田園などにふさわしい景観の形成をめざす』

図 2.1 景観計画区域等位置図



3 みどり・田園景観区域の景観形成基準

3.1 建築物

3.1.1 建築物の届出対象行為

以下に示す規模の建築物を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

表 3.1 建築物の届出対象行為の規模

規模	備考
● 階数が3以上又は建築面積 300 m ² 以上のもの。	建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物。

3.1.2 建築物の景観形成基準

「みどり・田園景観区域」での建築物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.2 建築物の景観形成基準

事項	景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ	■良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-2
	■道路の境界線からできる限り後退した配置とする。	3-3
	■市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。	
2)形態・意匠	(1)建築物本体 ■良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。	3-4
	(2)付帯施設 ■外部に設ける建築設備※は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。	
	■屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。	
3)色彩	■ベースカラーは自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4. 5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）	3-5
	■アクセントカラーは原則使用しない。	
4)素材	■良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。	3-6
	■反射光のある素材は使用しない。	
5)光源等	■外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-6
6)外構・緑化	■行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。	3-7
	■閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。	

※ 建築設備とは、建築基準法第 2 条第 3 号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3.1.3 建築物の景観形成基準の解説

1) 配置、規模、高さ

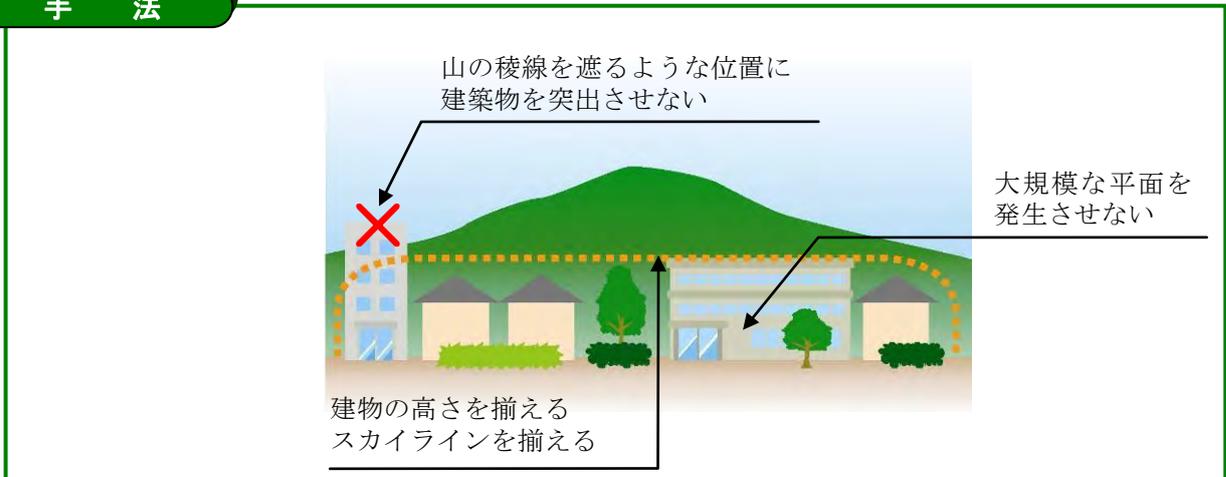
◆景観形成の考え方

北摂山系の緑や市街地からの眺望景観を守るため、建築物の配置、規模、高さを誘導します。

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。

手 法



事 例

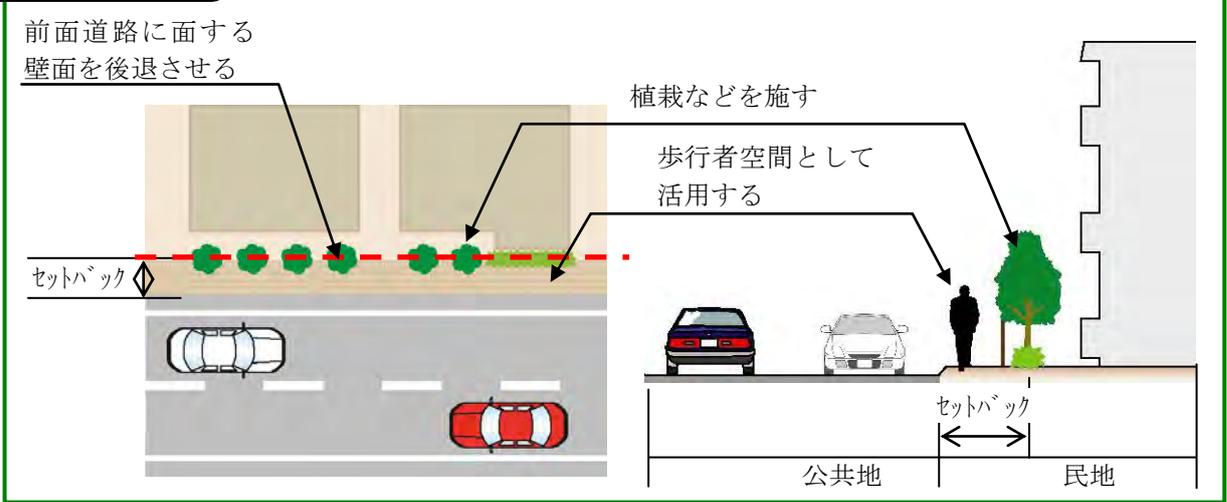


山の稜線を遮る建築物がないことで、北摂山系のスカイラインが保たれています。

景観形成基準

■ 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。

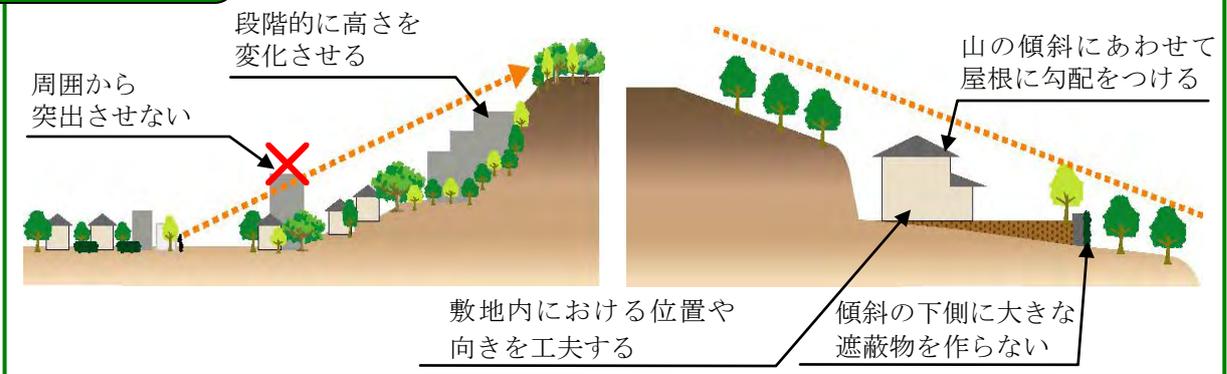
手 法



景観形成基準

■ 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。

手 法



事 例



建築物の高さを抑えることで、北摂山系の稜線がはっきり見られます。

◆景観形成の考え方

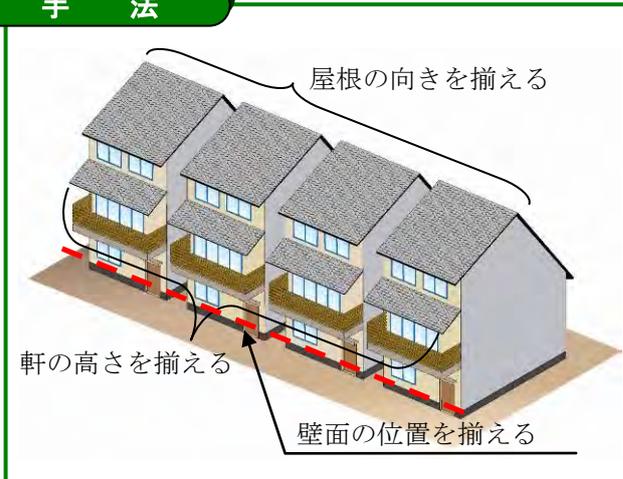
周辺の自然環境と調和した景観を誘導します。

(1) 建築物本体の形態、意匠

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。

手 法



事 例



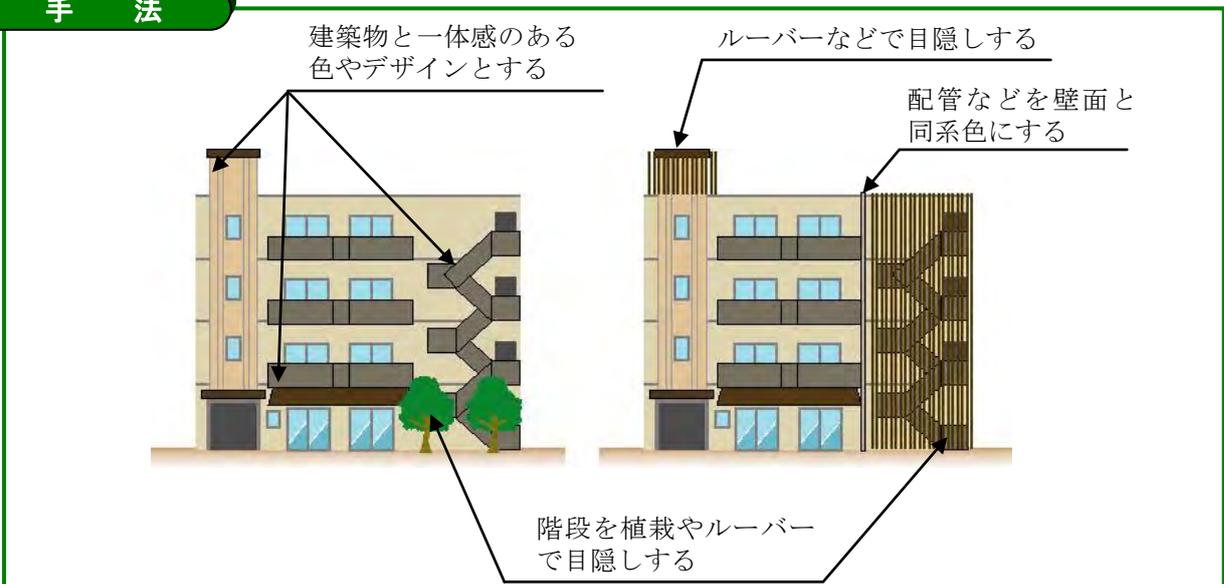
屋根の向きをそろえることでまちなみが調和しています。

(2) 付帯施設の形態、意匠

景観形成基準

- 外部に設ける建築設備は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
- 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。

手 法



3) 色彩

◆景観形成の考え方

豊かな自然になじみ調和が感じられるまちなみを誘導します。

景観形成基準

■ベースカラーは自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）

■アクセントカラーは原則使用しない。

手 法

表 3.3 みどり・田園景観区域のベースカラーイメージ(例)

壁 面				
				
5R8/1	10R6/3	5YR8/2	5YR8/4	10YR7/1
				
5Y8/3	10Y8/1	10Y7/2	5GY8/1	5GY4/2

みどり・田園景観区域の色彩イメージ



山並みに調和しやすい茶系を使用することで、自然環境との調和を生み出します。

4) 素材

◆景観形成の考え方

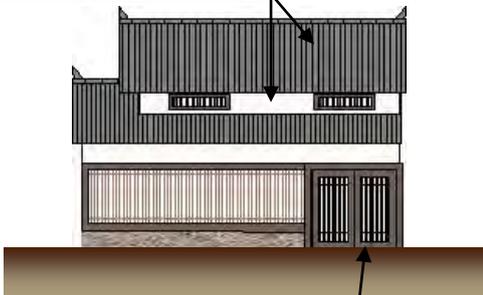
耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺と調和した景観を誘導します。

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。
- 反射光のある素材は使用しない。

手 法

白壁や瓦など、地域の特性にあわせた素材を使用する



木材など年月とともに風合いの増す素材を使用する

事 例



周辺の景観に配慮し、瓦屋根や木材など自然素材を使用しています。

5) 光源等

◆景観形成の考え方

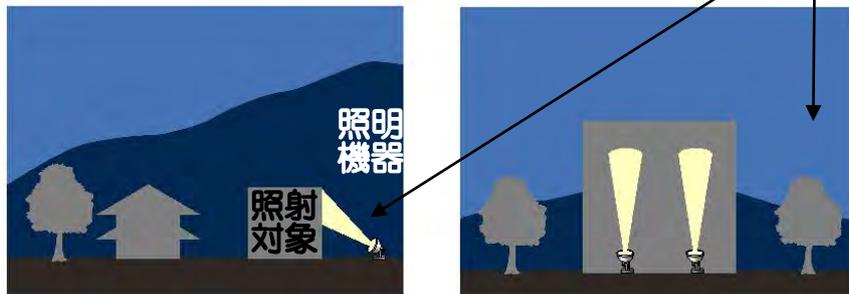
自然景観に調和した、落ち着いた美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

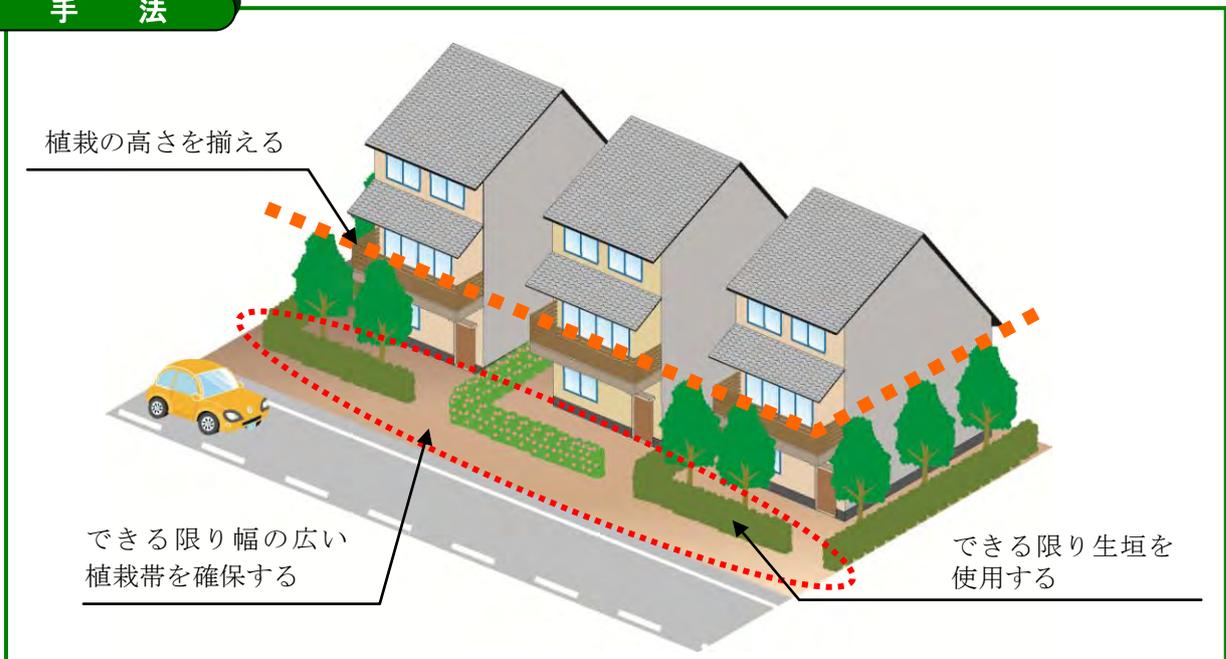
◆景観形成の考え方

植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。

手 法



事 例



石垣、生垣など自然素材の外構とすることで、自然景観に調和しています。

3.2 工作物

3.2.1 工作物の届出対象行為

以下に示す規模の工作物を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

表 3.4 工作物の届出対象行為の規模

規模	備考
<ul style="list-style-type: none"> 地盤面からの高さが 10m 以上又は築造面積 1,000 m²以上のもの。 	建築基準法施行令第 138 条に規定する工作物。 (広告塔は除く)

3.2.2 工作物の景観形成基準

「みどり・田園景観区域」での工作物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.5 工作物の景観形成基準

事項	景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ	■良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-9
	■道路の境界線からできる限り後退した配置とする。	
	■市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。	3-10
2)形態・意匠	■良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。	3-10
3)色彩	■ベースカラーは自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）	3-11
	■アクセントカラーは原則使用しない。	
4)素材	■良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。	3-11
	■反射光のある素材は使用しない。	
5)光源等	■外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-12
6)外構・緑化	■行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。	3-12
	■閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。	

3.2.3 工作物の景観形成基準の解説

1) 配置、規模、高さ

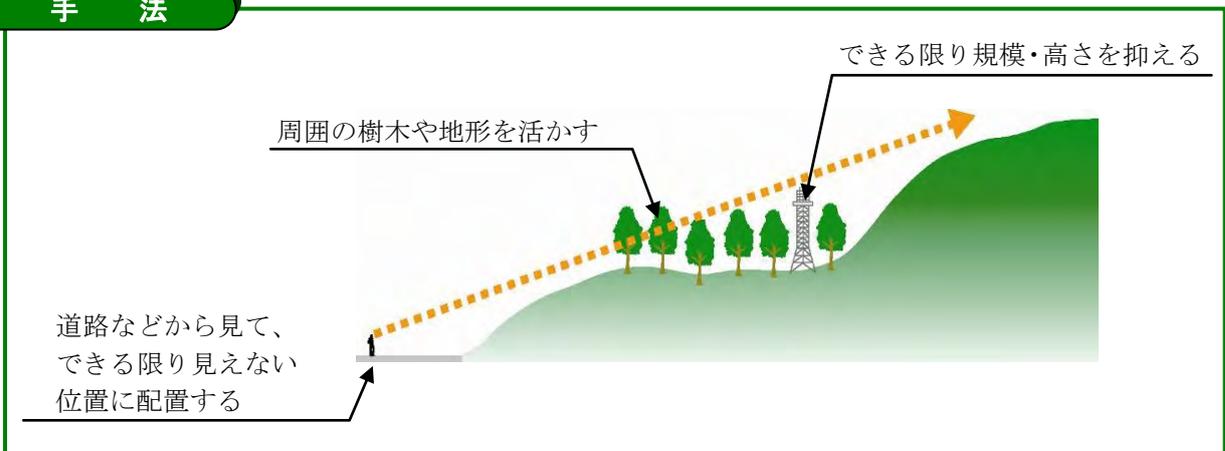
◆景観形成の考え方

工作物の配置、規模、高さを工夫することによって、周辺の建築物と調和した景観を誘導します。

景観形成基準

■ 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。

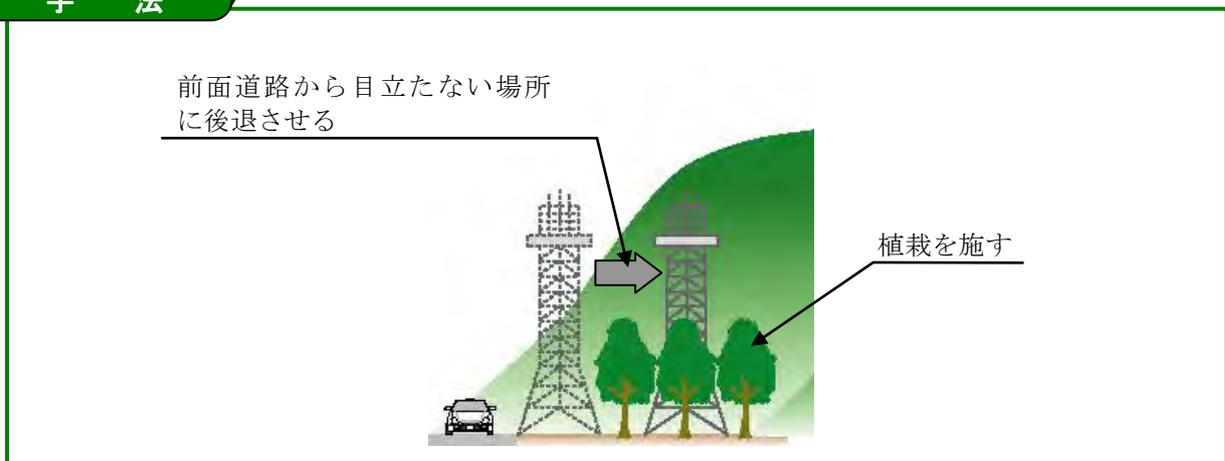
手 法



景観形成基準

■ 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。

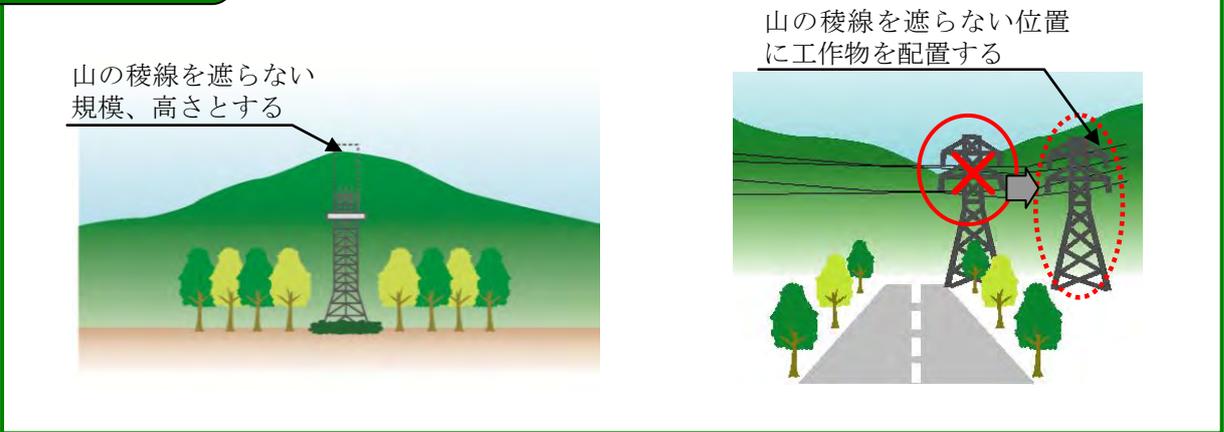
手 法



景観形成基準

■ 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。

手 法



2) 形態、意匠

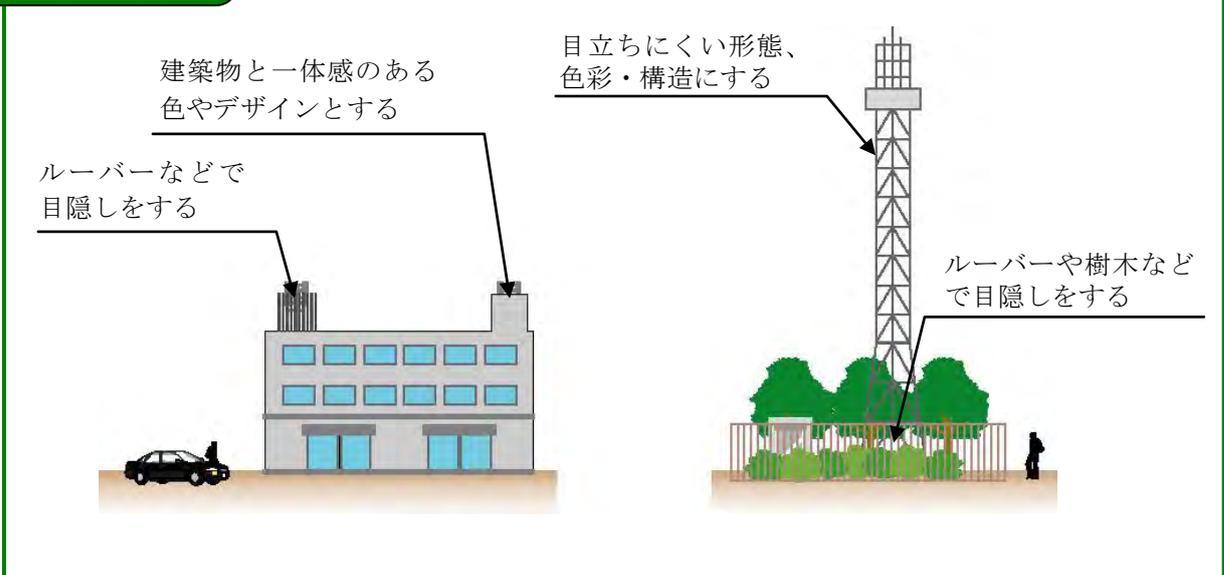
◆景観形成の考え方

工作物の形態や意匠を工夫することで圧迫感や単調さを軽減させます。

景観形成基準

■ 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。

手 法



3) 色彩

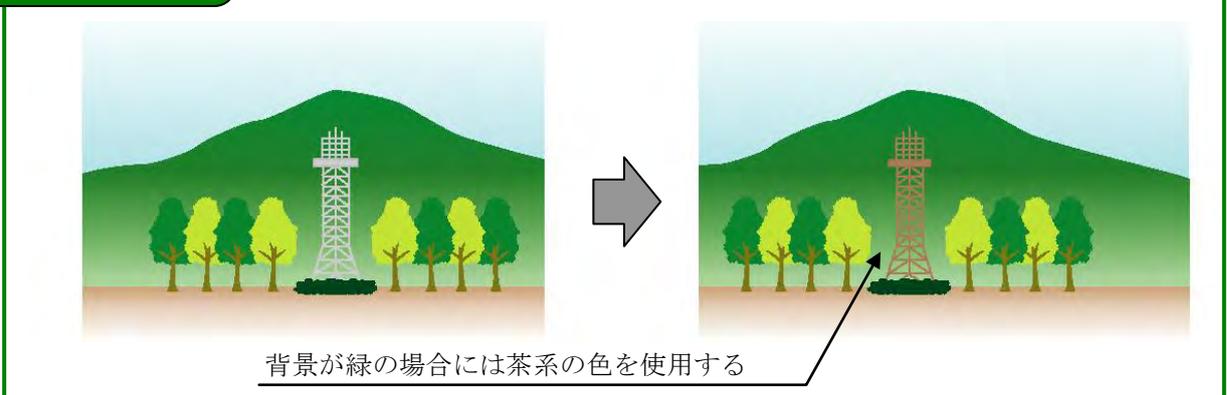
◆景観形成の考え方

豊かな自然になじみ調和が感じられるまちなみを誘導します。

景観形成基準

- ベースカラーは自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）
- アクセントカラーは原則使用しない。

手 法



4) 素材

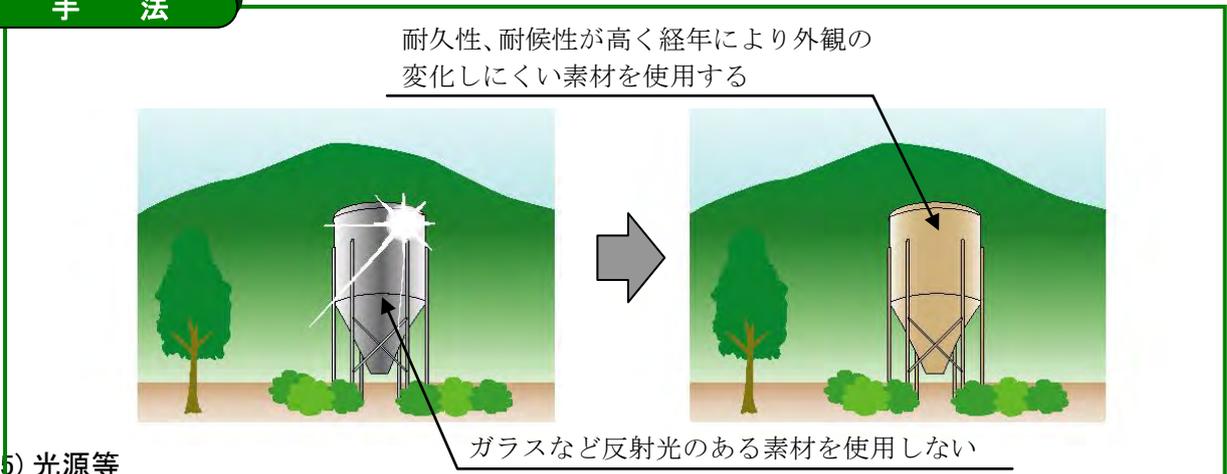
◆景観形成の考え方

耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺と調和した景観を誘導します。

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。
- 反射光のある素材は使用しない。

手 法



5) 光源等

◆景観形成の考え方

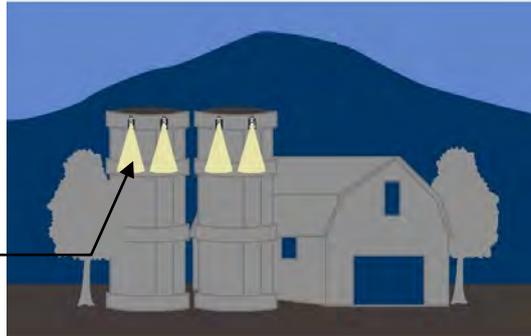
自然景観に調和した、落ち着いた美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

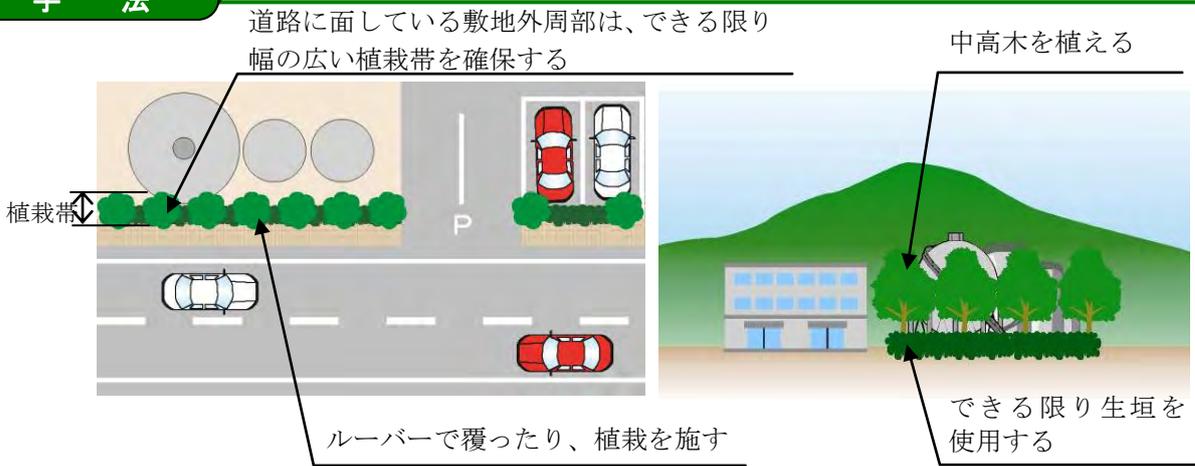
◆景観形成の考え方

植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。

手 法



3.3 開発行為

3.3.1 開発行為の届出対象行為

「みどり・田園景観区域」で以下に示す規模の開発行為を行う場合は届出が必要です。

表 3.6 開発行為の届出対象規模

規模	備考
<ul style="list-style-type: none"> 行為地の面積 500 m²以上 	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

3.3.2 開発行為の景観形成基準

「みどり・田園景観区域」での開発行為の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.7 開発行為の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
<ul style="list-style-type: none"> ■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 ■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 	3-14
<ul style="list-style-type: none"> ■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 	3-15

3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説

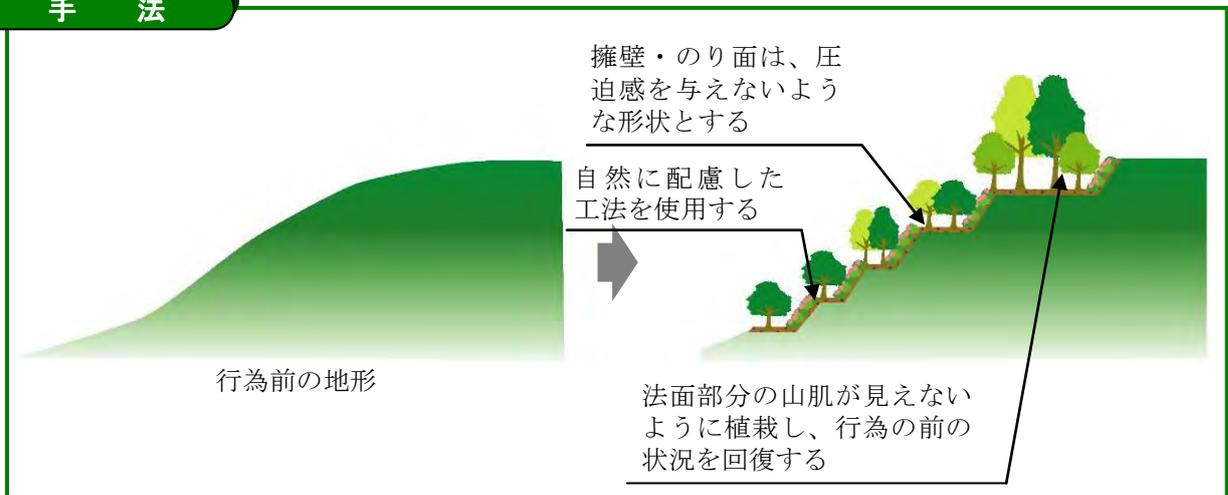
◆景観形成の考え方

周辺の自然景観に与える影響をできる限り少なくし、豊かな自然景観を守ります。

景観形成基準

- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な
のり面又は擁壁が生じないように配慮する。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。

手 法



事 例



のり面を細分化し、緑化することで、周辺の自然景観と調和しています。

景観形成基準

- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

手 法

- 石材など耐久性、耐候性が高く経年により外観の変化しにくい素材を使用する。
- 木材など年月とともに風合いの増す素材を使用する。

事 例



木製の塀、柵とすることで、周辺の景観と調和させることができます。（和歌山県）

3.4 土地の形質の変更

3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為

「みどり・田園景観区域」で土地の形質の変更を行う場合は、行為地の面積 1,000 m²以上の規模について届出が必要です。

3.4.2 開発行為等の景観形成基準

「みどり・田園景観区域」での土地の形質の変更の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.8 土地の形質の変更の景観形成基準

事項	景観形成基準	解説頁
共通	■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	3-15
(1) 土石の採取、鉱物の掘採	■周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。	3-17
	■採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を行う。	
(2) 土地の開墾、その他の土地の形質の変更	■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。	3-18
	■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
	■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
	■原則として、行為地周囲の緑化を行う。	3-18

3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説

◆景観形成の考え方

周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、豊かな自然景観を守ります。

【共通】

景観形成基準

- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

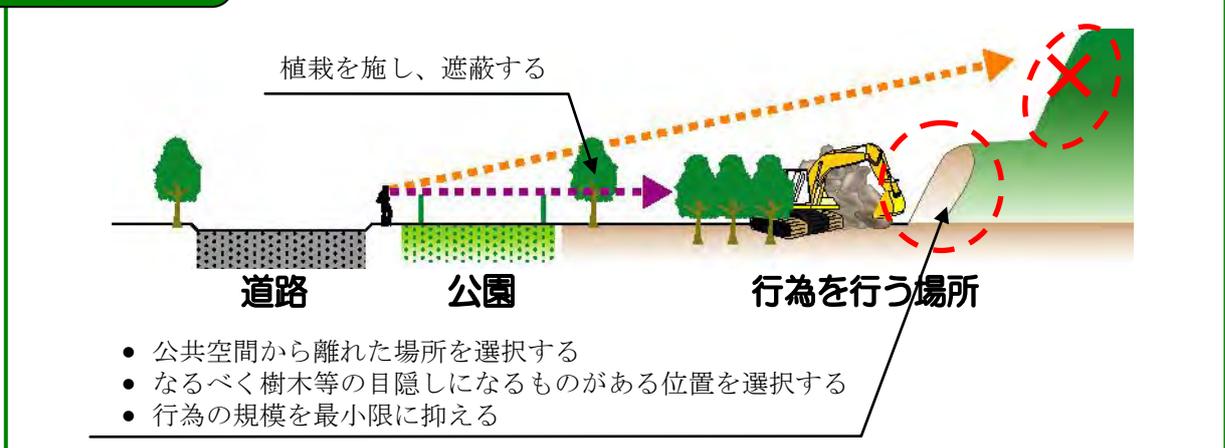
- 3-15 参照

(1) 土石の採取、鉋物の掘採

景観形成基準

- 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。
- 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を行う。

手 法



(2) 土地の開墾、その他の土地の形質の変更

景観形成基準

- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。

手 法



自然に配慮した素材を用いることで、周辺の景観と調和しています。（愛媛県久万高原）

景観形成基準

- 原則として、行為地周囲の緑化を行う。

手 法

- もともと植生していたものや、古くから地域に植生している種類など、生態系に合ったものを選定し、植栽する。

3.5 物件の堆積

3.5.1 物件の堆積の届出対象行為

「みどり・田園景観区域」で物件の堆積を行う場合は、行為地の面積 1,000 m²以上の規模について届出が必要です。

3.5.2 物件の堆積の景観形成基準

「みどり・田園景観区域」での物件の堆積の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.9 物件の堆積の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。	3-20
■高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。	
■行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説

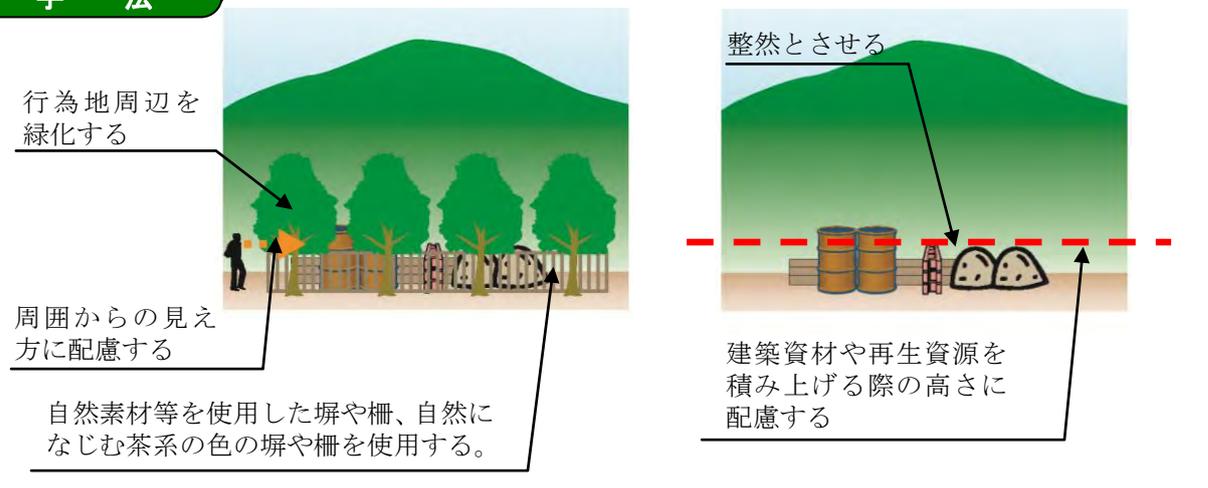
◆景観形成の考え方

周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、豊かな自然景観を守ります。

景観形成基準

- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。
- 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。
- 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

手 法



4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)

4.1 茨木市での色彩の考え方

茨木市では、色彩について以下の2種類に分けて景観形成基準を定めています。

表 4.1 ベースカラー・アクセントカラーの定義

	定義	図
ベースカラー	<ul style="list-style-type: none"> ベースカラーは、壁など大きな面積を占める色のことです。 ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。 	
アクセントカラー	<ul style="list-style-type: none"> アクセントカラーは、建築物等を特色づけたり、全体を引き締めたりすることを目的に使用する色のことです。 アクセントカラーは、ベースカラーの基準以外の色で各立面の 1/20 以下で使用可能ですが、使用の可否は景観区域、景観形成地区ごとに異なります。 	

4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

表 4.2 色彩の定義

	定義	図
色相	<ul style="list-style-type: none"> R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせることで表記します。 	
明度	<ul style="list-style-type: none"> 色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。 	
彩度	<ul style="list-style-type: none"> 彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度 14 程度になります。 	

出典：大阪府色彩ガイドラインより

4.3 周辺の景観と調和させるための方法

建物自体に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合のいずれの場合にも『調和』させる方法には、黄色系、赤色系などでそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

表 4.3 ①色相をそろえる組み合わせ(例)

色彩の系統	色見本							
R(赤)系								
Y(黄)系								
G(緑)系								

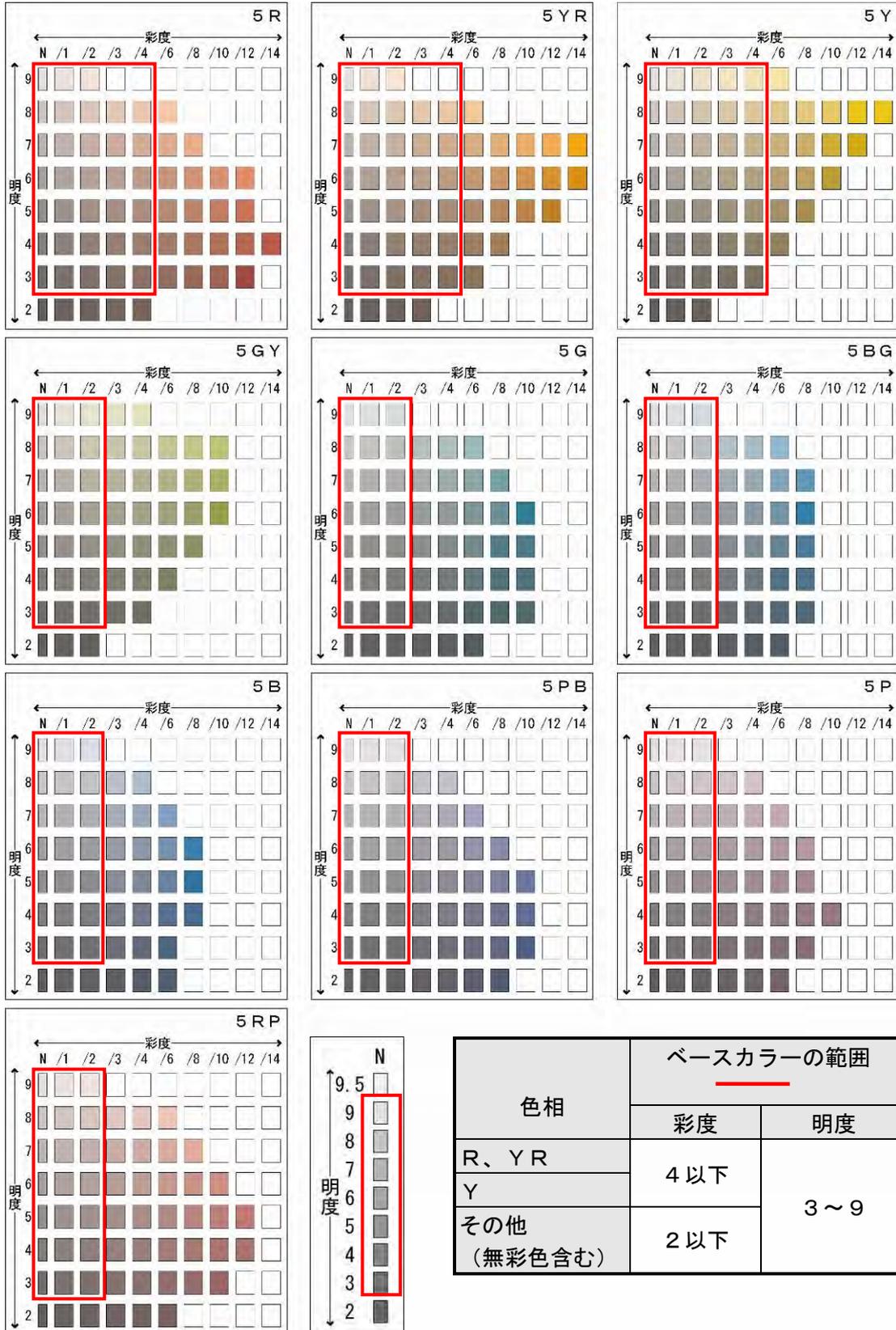
表 4.4 ②色調をそろえる組み合わせ(例)

彩度・明度の系統	色見本						
低彩度・高明度							
中彩度・中明度							
低彩度・低明度							

4.4 みどり・田園景観区域の色彩に関する景観形成基準

表 4.5 みどり・田園景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 自然になじんだ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- アクセントカラーは原則使用できません。



色相	ベースカラーの範囲	
	彩度	明度
R、YR	4 以下	3 ~ 9
Y		
その他 (無彩色含む)	2 以下	

問い合わせ窓口

茨木市 都市整備部 審査指導課

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号

電話:072-620-1661(ダイヤルイン) FAX:072-620-1730

E-mail: shinsashido@city.ibaraki.lg.jp